

令和7年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和7年10月21日（火）

【開会】 13時00分

【閉会】 15時03分

【場所】 川崎市役所本庁舎復元棟2階 201・202会議室

【出席委員】

教育長 落合 隆

教育長職務代理者 芳川 玲子

委員 野村 浩子

委員 森川 多供子

委員 西井 孝明

委員 坂口 緑

【出席職員】

教育次長 田中 一平

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 宮川 匡之

学校教育部長 北川 友明

健康給食推進室長 五十嵐 美保子

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 森 達也

教育政策室担当課長 豎月 基

職員部担当部長 西田 寛

教職員人事課担当課長 平山 和生

教職員人事課課長補佐 須藤 良

カリキュラムセンター室長 鷯木 朋和

カリキュラムセンター担当課長 鈴木 正博

カリキュラムセンター指導主事 野呂 公人

カリキュラムセンター指導主事 齋藤 靖広

カリキュラムセンター指導主事 松浦 信明

カリキュラムセンター指導主事 堀江 賢司

カリキュラムセンター指導主事 新田 瑞江

カリキュラムセンター指導主事 長澤 秀行

カリキュラムセンター指導主事 大窪 洋次郎

情報・視聴覚センター担当課長 石橋 純一郎

教育政策室担当課長 富田 理香

教育政策室担当課長 北所 邦美

学校教育部担当部長 植村 裕之

指導課担当課長 山本 大

指導課指導主事 塚野 剛史

地域教育推進課長 二瓶 裕児

地域教育推進課担当係長 江上 弘史

地域教育推進課担当係長 永田 光太郎

庶務課担当係長 江上 史雄

庶務課職員 曾根 一真

教育環境整備推進室担当課長 小山 貴志

教育環境整備推進室課長補佐 長島 泰子

生涯学習推進課長 山口 弘

こども未来局青少年支援室担当課長 菊池 慶考

こども未来局青少年支援室担当課長 湯川 緑

こども未来局青少年支援室担当係長 内藤 亮介

こども未来局青少年支援室担当係長 筒井 瑤甫

健康給食推進室担当課長 鈴木 徳之

健康給食推進室課長補佐 越野 真澄

教職員人事課担当課長 井汲 真佐子

教職員人事課担当係長 郷原 修

教職員企画課担当課長 田中 誠志

教職員企画課担当係長 茅根 真帆

指導課長 新田 憲

指導課担当係長 宮嶋 恵太

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 関橋 正貴

【署名人】

委員 西井 孝明

委員 野村 浩子

(13時00分 開会)

1 開会宣言

【落合教育長】

では、よろしくお願いいたします。
ただいまから定例会を開会いたします。

2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、13時00分から15時20分までといたします。

3 会議録の承認

【落合教育長】

8月の定例会及び臨時会の会議録を、事前にお配りし、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

それでは承認いたします。

4 傍聴（傍聴者 0名）

【落合教育長】

本日は傍聴の申出はございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【落合教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 3から報告事項No. 6まで、及

び議案第21号から議案第23号までは、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、報告事項No. 7から報告事項No. 10までは人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、同条のただし書の規定により非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜全員挙手＞

【落合教育長】

全員挙手です。よって、これらの案件は非公開とすることに決定いたします。

なお、報告事項No. 3から報告事項No. 6まで、及び議案第21号から議案第23号までは、期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

6 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人については、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

西井委員と野村委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について

【落合教育長】

では、まず初めに報告事項Iに入ります。

報告事項No. 1「令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」の説明を、教職員人事課担当課長からお願いします。

【平山教職員人事課担当課長】

よろしく願いいたします。

ファイルナンバー01、報告事項No. 1のファイルを御覧ください。令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について、御報告させていただきます。

1、試験日程につきましては、第1次選考試験は7月6日（日）、第2次選考試験の面接は、8月7日（木）から8月20日（水）まで実施いたしました。合格発表につきましては、9月19日（金）に、第2次選考試験受験者全員に結果通知を発送するとともに、市ホームページに合格者の受験番号を掲載いたしました。

2ページ目を御覧ください。

2、実施状況でございますが、小学校については、合格者207人で倍率は1.4倍でございます。

ました。中学校・高等学校については、表の中段にございます各教科の合計が、合格者199人で2.0倍、高等学校（工業）については、合格者3人で2.0倍、高等学校（商業）については、合格者1人で1.0倍、特別支援学校については、合格者36人で1.6倍、養護教諭については、合格者29人で3.3倍となりました。全体の合計は、合格者475人で、全体の倍率は1.8倍となりました。

また、大学3年次在籍者推薦の結果につきましては、小学校については、合格者42人で倍率は1.2倍となりました。社会、保健体育、英語を除く中学校・高等学校については、合格者17人で1.0倍、中学校・高等学校の英語については、合格者5人で1.0倍となりました。

以上で、令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果についての報告を終わらせていただきます。

【落合教育長】

ありがとうございました。

7月及び8月に実施いたしました教員採用候補者選考試験の結果についての御報告でした。2ページ目に具体的な実施状況の様子が載っておりますが、今の報告で何か御質問、御意見等がございますでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

御説明、ありがとうございます。

この結果を受けてということですが、小学校の先生方に対してのもともとの募集定員と合格者数にギャップがあるというのは、当然共有いただいている課題でございますけれども、加えて、今年もそうですけれども、中学校のほうも数学、理科、英語というのは募集定員に満たないということで、これがやっぱり慢性的になっているというふうに思うんですね。ここについては小学校のところについても非常に、大学3年生へアプローチをして、積極的に採用を拡大しようというエリアの取組をやっていただいたり、あるいは追加で募集をかけていただいたりしているんですけども、例えば中学校の専門科の先生方については、やはりもう少しダイナミックな視点というんですかね、極端に言えば、英語とか算数とか理科とか、教員免許を持っていないだけで、教員免許さえ取ってもらえれば世の中に教えられる人はいるんじゃないかなと思うんですよ。例えばそういう方を支援するような教育、そういう機会を用意するとか、そういう手を打っていないと、毎年ずっとこのギャップが広がっていくんじゃないかという気がする。特に英語なんかは多分、言ったら誰でも教えられちゃうというようなところもあって、資格のサポートとか、そういったことは考えられないものですか。どうなんでしょう。

【落合教育長】

担当課長。

【平山教職員人事課担当課長】

貴重な御意見、どうもありがとうございます。

そういった部分も含めて選考の基準を広げていくということは、とても大切なことだとは思

ますので、今いただいた御意見を参考にしながらまた検討を重ねて、選考基準を広げていくことも今までやってきてはおるんですけども、今、西井委員が言われたようなことも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

【落合教育長】

そのほかでいかがですか。

野村委員。

【野村委員】

御報告、ありがとうございます。

選考の結果に対しての直接的な意見ではないのですが、選考に関することということで、私も二次試験に関わらせていただく中で、場面指導というところを見せていただきまして、これから川崎の教育が探究的な学びにシフトしていく中で、果たして私たちの先生方の選考方法の場面指導はあの形でいいのかとか、改めてどういう形がいいという提案ができないのは申し訳ないんですが、少なからず私はこのままでいいのかなというのを少し考えてしまうところがあります。探究的な学びを伴走できるような先生方を、川崎にお越しいただきたいという思いがあるならば、選考方法についても一斉指導が前提のような、あるいはテーマを設定して指導していただくところを見るということが果たしてその先生の探究的な学びをサポートする力を見ることができるのかというのは少し疑問に思っています。これから少しずつ選考の方法について検討を重ねていくのが良いのではないかなと思いました。

【落合教育長】

貴重な御意見、ありがとうございます。

子どもたちの教育の仕方が変わってきているので、教員を選考するときの選考の仕方というのも今までどおりでいいのかどうかということも含めて一生懸命考えていければと思います。

よろしいでしょうか。

森川委員、お願いします。

【森川委員】

ありがとうございます。

先ほどの西井委員の意見の関連なんですけども、私は小学校でずっとサポーターをしています。小学校に来年度入るサポーターさんがいらっしゃって、教員を目指すという話になったときに、理数を取っているんだけど、中高を取っていないので小がいいのかなと思って小を取ったんだけど、中高はどうなのという話をしたときに、ちょっと興味が出てきました、でも今から取るわけにはいかないから、小でやってみると言われたのが今まで何人か会ったこともあるので、理数のほうで専門を取られていらっしゃる方、例えば中高の理数だったらそれでもいいのではなからうかと、専門的なお考えは分かりませんが、私は思ってしまうので、ぜひそういう方たちの大切な資格、特技を生かす方向の窓口を開けていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【落合教育長】

教職人事課担当課長。

【平山教職員人事課担当課長】

貴重な御意見、ありがとうございます。

御質問、受験者が増える方法を我々は今一生懸命考えておりました、今、森川委員がおっしゃられたようなことも少し考えていくと受験者も広がるだろうし得意分野が活かされるんじゃないか、その辺も含めまして選考基準のほうにも反映させていけたらなと、検討させていただきたいというふうに思います。

【落合教育長】

ありがとうございます。

よろしいですか。

では、報告事項No. 1は終了といたします。

報告事項No. 2 令和7年度実施川崎市学習状況調査の結果報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 2「令和7年度川崎市学習状況調査結果報告について」の説明を、カリキュラムセンター担当課長からお願いします。

【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

令和7年度川崎市学習状況調査の結果について御報告いたします。ファイルナンバー02-1、報告事項No. 2、令和7年度川崎市学習状況調査報告概要を御覧ください。本日はこちらを使って御説明いたします。

なお、ファイルナンバー02-2、報告事項No. 2資料は、詳細版になっており、全ての調査結果や各教科等の詳しい分析結果等を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

2ページを御覧ください。

第1章、川崎市学習状況調査の概要、I、調査の概要、調査の目的です。

本調査は、下記のとおり、児童生徒は学習改善に生かし、学校は授業改善に生かすことを主な目的としています。

3ページを御覧ください。分析方法の4層分析についてです。

調査の目的の実現に向けて、より詳しい学力層別の傾向や状況を把握し、各層に適した支援や学習改善、授業改善に生かすために、4層分析を行っております。この4層分析は上位からおおむね25%ずつをA～D層の4層に分け、その結果を分析するものです。

5ページを御覧ください。第2章、カリキュラムセンター・分析委員会による分析、I、令和6年度までの取組です。

中段から下段にある3点を授業改善の手だてとして各学校を支援してまいりました。今年度は、校種別で初めて3年間分の経年比較が可能となり、現小6と中3を中心に御報告させていただきます。他の学年につきましては、詳細版で御確認ください。

6 ページを御覧ください。

Ⅱ、小中学校の全市結果と分析、手だて、1、各教科の結果概要、同一母集団の経年比較です。

下段赤枠内ですが、全体との差について同一母集団の経年変化を見ると、現小6、中3ともに学年が上がるにつれて川崎市が全体を上回っています。

7 ページを御覧ください。

令和6年度と令和7年度の結果から、小6と中3のD層は、昨年度から今年度にかけて正答率が上昇しています。

8 ページを御覧ください。

教科調査における、4層分析とC-D層間の差です。現小6、中3の同一母集団の各層間に着目すると、どちらもC-D層間がほかの層間よりも大きく開いています。このことは、他の学年でも同じ傾向です。

9 ページを御覧ください。

こちらは教科全般を通しての状況と授業改善のポイントがまとめられています。

10 ページを御覧ください。Ⅲ、学習意識調査の結果、授業の理解度における同一母集団の4層ごとの経年変化です。

下段青枠内ですが、同一母集団の経年変化に着目すると、C、D層で前年度を下回ることが多くあります。特に中1から中2での下回り幅が大きいです。しかし、下段赤枠内ですが、学年全体の平均値は、中2から中3にかけて前年度を上回っています。

11 ページを御覧ください。

今年度の手だてに向けて、(1)にある昨年度までの結果と今年度の結果から、(2)今後の手だてを考えるために、分析委員会などの検討から得られた必要な授業改善のアイデアの視点等を参考にしました。課題となる理解度の低下と同じ傾向として、C、D層の低下が見られる質問項目、下段の①～③に焦点を当てて、考えることとしました。

12 ページから14 ページまでは①から③の結果を掲載しております。

15 ページを御覧ください。Ⅳ、調査結果のまとめと手だてです。

下段(3)まとめですが、川崎市と全体の平均正答率の比較では、学年が上がるにつれて良い傾向となり、授業改善の成果が表れていますが、理解度等の質問項目で低下が大きいC、D層に着目した授業改善を進めていくことが大切です。

16 ページを御覧ください。2、今後の手だてです。

これまでのことから、C、D層の児童生徒に対して、「C、D層の疑問や考えを大切にした授業展開を心がけること」などを授業改善の視点として重視することを、各学校へ周知してまいります。

17 ページを御覧ください。

ここから最終ページまでは、関係部署の分析を掲載しております。各部署で調査結果を活用し、教育施策の改善を図っております。

本日の資料は、11月中旬に総合教育センターのホームページに掲載するとともに各種研修や学校訪問などで活用してまいります。

以上で報告を終わります。

【落合教育長】

ありがとうございます。

川崎市の学習状況調査結果報告についての報告でしたが、今回、3年間分の経年変化の確認が可能になったということで、説明自体はその現小6と中3を中心に御報告させていただきました。学年が上がるにつれて結果が良い傾向になって授業改善の成果が現れている一方で、C、D層への手だてが課題となっているというようなど所だと思いますが、報告で御質問、御意見はございますか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。

3年間の経年を拝見して、C層の理解度の数値が上がっているなというふうにも実感いたしました。これは例えば、川崎市教育委員会の出前授業であったり、あと、学校現場の皆様が人手不足の中、様々な努力をしてくださった成果かなと思って、すばらしいなと思います。

ただ、D層についてなんですけれど、ここまで来てD層との差が広がってきてしまっているというのは、このD層の背景が、ルーツが日本にないお子さんとか、あと複雑な背景を持つ子どもたちが多くと推察いたします。子どもたちに対して、例えばいろいろな授業があっても分からないかもしれない、知らないかもしれないし、先生方の御配慮が必要だというよりも御家庭の御協力が得られなくて学びを続けられないかもしれないということ、難しい条件をそれぞれの子どもが持っていると思います。

私が考えるのは、こうなってくると仲間同士の学び合いとかではなく本当に学校現場のプロの皆様のお力をお借りして、例えば少数取り出し指導ですとか、そういった対応でないと、6年生にも遡ると掛け算もできないんじゃないかと思うんですね。なので、そこまで遡らないと難しいのではないかと思います。少数取り出しというと考えてしまうのは、保護者の皆様の理解がないと、取り出しすることも現在できません。学校教員がプロとしてやりたいと思う部分も、保護者の皆様がいいですよと言ってくださらないと、この学びの場に連れていくこともできません。なので、そういった子どもたちに配慮すると同時に、担任又はスクールコーディネーターの権限として、このお子さんにはこの学びをしてあげますという教員側、学校側の権限で決められる範囲をちょっと広くしていただかないとこの案件は進まないんじゃないかなと思います。

つついどうしても保護者のという、いつもこの学びに一步入りたいというときに、保護者様というものが立ちはだかるんですね。保護者の理解がないと、もちろんそうなんですけど、でもこれに関しては子どもの学ぶ権利ですし、その子とその未来を背負って生きていくので、ここは教員がプロとして強く保護者の方に伝えられる、そして受け入れられる条件みたいなものができたらもっと進むのではないかなと思っています。よろしく願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

今、D層の方への保護者の理解とか、その子の背景にあるものとか、その辺も含めて、なかなか思い切って踏み込めない部分が学校側にある中での御指摘だったと思いますが、これも含めて何か御意見はございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

詳細な御報告とても助かります。ありがとうございました。

今、森川委員がおっしゃったように、私もD層へのアプローチについて、どうすべきかよく考えていました。確かにグループワークですとか通常の授業の中で、学び合いの中で着いていければ理想的なんですけれども、必ずしもそうはいかない部分もやはりあるのではないかというのが実状だと思います。

そんな中で、取り出しも一つの必要なキーポイントになると思いますし、あとは自由進度学習を取り入れてどこからでも見直せる状態で先生が伴走しながらその子の進捗状況に合わせて指導していただけるように時間を設けるですとか、何か伴走型の支援がないと厳しいのかなというふうに思います。というのも、実際、息子が調査を受検した後に、帰ってきた結果を基にその苦手なところがちょうどドリルで復習できるようになっているということで、親子で復習してみましたが、正直申し上げて、ドリルの使い心地は決してよくはありませんでした。というのも、例えば小数の割り算だった場合、単純に小数の割り算がぼんと出題されるだけなんです。その子が例えば小数点の移動で、何個移動しようかと迷っているのか、そこでつまづいているのか、はたまた小数点を移動したところで、そもそも割り算ができないのか、その子がどこでつまづいているのか分からないけど、とにかく小数の割り算で正解できなかった子には小数の割り算の問題がただ出るといっただけで、その子はたった一人G I G A端末で、誰にも聞けないまま止まってしまう、結局復習なんかできたものではなかったんですね。

国語も開いてみたんですが、例えば物語文の読み取りが苦手で、そこを強化したいなと期待して、親子でG I G A端末を開いたんですが、物語文を訓練できるようなドリルだなという出題ですらなく、言葉の選択だったり漢字の成り立ちだとか、本当に知識の部分を強化するようなドリルになっていました。ドリルで復習できるという魅力は、魅力として語っていいのだろうかと思ってしまうようなものでした。やはりD層の子は一人では追いつけないんじゃないかなというのが率直な感想です。

このことを踏まえて、やはり冒頭の話に戻りますが、その子がつまづいたところをちゃんと人に質問できるような環境を整えてあげること、若しくは教育総合展でたくさんのドリルを拝見しますと、もっと個々のつまづきに合わせてアプリが自動的に異なる難易度の問題を出して、つまづきを分析しながら寄り添うように徐々にステップアップしていくような、例えば、M o n o x e rのアプリなんかでも一人でも学習できるように細かく出題がされるようになっていて、人の支援が入れられないならば、もうちょっと賢いドリルを入れるとか、その辺りのフォローが必要かなというふうに思いました。

【落合教育長】

貴重な御意見、ありがとうございます。

なかなか難しいところはあるんですが、ほかはいかがですかね。

私が学校にいたとき、新しい学習状況調査が始まったときのモデルの学校だったんですね。それで、分析したときに、やはり課題に向けて自分で考えて自分で取り組むというお子さんは正答率もいいんです。なので、じゃあそうじゃない子たちはやはりそういう気持ちになれないわけで、じゃあそういう子たちが調べてみようとか、そういう学ぶ意欲を持たせるにはどうしたらいいん

だろうねなんていう議論をしていて、私は学校を去ってしまったんですが、多分そうやって学ぶ意欲を持たせてあげると、また次にこれをやってみたいという気持ちが出てきたときにどういう手だてを教師がしてあげられるかということも大切なのかなと。そういうときに、お子さんが学びたいと言っているからちょっと取り出して朝の別室でやりましょうとか、そういうようなアプローチができるといいかななんていうふうに思っております。

坂口委員、お願いします。

【坂口委員】

ありがとうございました。大変興味深くこの調査結果を拝見しました。

今回の御報告の中でも、小学校の教科平均、中学校の教科平均、8ページでしょうか、そういうような数値がざっと全体が分かるように載っていて、まず意欲の部分、10ページのところででしょうか、「授業がよくわかっている、まあわかっている」と肯定的に回答した児童生徒の割合が載っています。こちらの二つを比べると、気付くことが一つあって、やっぱり小学校に比べて中学校がかなり難しそうだということで、D層に今はどうしても目が行ってしまうんですが、D層というのは多分、25%刻みでいくと一番下のゼロという部分も入っているので、点数、ポイントを引き下げる要因になりますので、A層には100が入っているので引き上げる要因があると、なのでBとCというのが平均的に見てですけれども注目する中央値があるところかなと思って見えています。そうしたらC層もかなり苦戦しているかもしれないということが何となく想像できます。

中2と中3に若干差がありますけれども、中学校の点数は60点ぐらいというのが中学校の5教科平均、中1、中2、中3、ごめんなさい、「よくわかっている」ですね、よく分かっている層というのはC層の60%ぐらいなんだと、40%ぐらいがあまり分かっていないのかもしれないと思うのがやっぱりやや心配になるところだなと思って拝見しました。

それと、小学校のよく分かっていると思っている割合のD層の数字よりずっと低い方がC層に、さらにD層、中2、中3辺りの分かっていないかもしれないお子さんたち、生徒の皆さんにどうしたらいいのかというのが、教科の先生がもう本当にいろいろ考えていらっしゃると思いますが、やっぱりD層と、それに加えてC層の皆さんにも工夫をする必要があるんだろうと思って拝見しました。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。C層へのアプローチということですね。

芳川委員、お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

すみません。現状の話題になりますが、御報告、ありがとうございました。毎年この時期になると本当にとっても貴重な報告で、しっかり読ませていただいております。

今回、本当に丁寧に分析していただいている、D層の子についてどう取り組んだらいいのかというのは、実は川崎市の方だけではなくて、ちょうどたまたま先週、用事があって出たりしたところで様々な提案がされていて、動機付けについてどうしたらいいのかとか。

あと、最近、実は振り返りはD層の子にとってはかなりつらいんじゃないか、なぜかというところ、メタ認知の知識がないとどう読み替えたらいいか分からない。だから何が分からないという部分、何を考えていいか分からないから分からない。よく私たちは授業の後に書かせるんですが、実はそこから具体的に教えていく必要があるよねという新たな発表があったりとかしているんで、これはもう皆さんの専門ですので、きっと既にやっていらっしゃるんじゃないかなと思うんです。なので、ぜひこれからお願いしたいなと思っております。

気になったのは何かというと、実は後半なんです。いわゆるキャリア在り方生き方教育の部分と、あとSOSの部分ですが、明らかに令和7年度のほうが、A層とD層の差が非常に大きくなっていて、本来であればこの辺りは非認知能力の部分ですからそんなに大きな差はなくてもいいはずなんですけどちょっと高くなっているなという気がしていて、もしかして私たちが知らないうちに、教員も最近よくA層、B層、C層、D層の話を私たち、スクールミーティングの中でも出たりとかしているんで、かなりそこが入り込んでいるので意識し過ぎという感じがちょっとして、これはあくまで学力調査の話だけであって、子どもたちのいろんな能力の中の一つにすぎないというふうに考えますので、願わくは学校現場はこれだけにとらわれることなく、学力は大事なんだけど、それにとらわれることなく、例えばみんなで一緒に楽しむこととか授業と一緒に参加できることとか、そこをさらに子どもたちが楽しくできればキャリア教育の部分はもうちょっと差が縮まるんじゃないかなという感じがしますんで、その辺りもできたら一緒に見ていただけたらなと思いました。

以上です。

【落合教育長】

貴重な御意見、ありがとうございます。

ではいかがでしょうか、よろしいですか。

野村委員、お願いします。

【野村委員】

資料の2ページのところに、調査の対象人数というのがあると思うんですね。各学年の人数が書いてあると思うんですが、不登校を理由に若しくは特別支援教育を受けていてこの状況調査が合わなくて受けられないお子さんもいらっしゃると思うんですが、受けられなかった方の人数というのは把握していらっしゃいますでしょうか。

【落合教育長】

センター、どうですか。

【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

受けていない子の具体的な人数は取っていないんですけども、それぞれの学校のほうで把握する中で受けていない子にも実際の内容ですとか、その辺をお伝えしていくような形で、受けていないことで不利益があるということがないように支援しているところではあります。

【野村委員】

受けていないことで不利益になることはないというところに私は疑問を持っていて、そもそも受けられない人がいるという時点で、このテスト自体が、誰一人取り残さないという視点で、まだちょっと未到達な部分があるのかなというふうに厳しく意見を持っています。

受検できないお子さんがいる時点で、そのお子さんの学習の取組の積上げを図る術を持ち合わせていないということになるし、また指導ができていいのかというところ、先生方が振り返る材料を一つ欠いているという状況であることに、私たちが気付くべきかなというふうに考えています。特に特別支援ですと、学年相応の内容を学んでいないので、学習指導要領どおりになくてもいいからというところに、大人がある意味言い訳をして、学習の積上げの視点を怠っているということがよくあるなというふうに、肌感覚ですけれども感じています。だからこそ、何か客観的な調査方法でもって、その子が本当に学習を積み上げているのかですとか、先生の指導というのがちゃんとその子を伸ばしていくことにつながっているのかというところに気付く手だてを、私たちは持つべきではないかなと思っています。

例えば不登校のお子さんに関しては、コンピュータ・ベースド・テストングをすることによって御自宅から受けていただけるようにするという方法も考えられますし、特別支援のお子さんに関して、あるいは、この調査が合わないのであれば別の方法でもってその子の認知の特性を調べるとか、民間の方が様々なノウハウをお持ちだと思うので、そういうところに頼りながら、何かしらその子の学びを積み上げていく方法を考えていかなければいけないなというふうに思っています。これでもって、私たちは調査をしている、子どもの伸びを見ているという満足はしないでいきたいなというふうに思っています。

【森川委員】

今の野村委員の御意見なんですけど、私たち、去年もおととしもなんですけど、このD層の中だと、不登校の子もいるし支援級の子もいるので、細かな分析がないと、まとめてD層でぽんと出すのは乱暴ではないかとお伝えしたことを私自身は記憶しております。3年目になって、数字で捉えるのは厳しいのかな、難しいのかなと思っていたんですが、できることならこのD層の中に、じゃあ不登校で何とか来たけど名前だけ書いた子がいるとか、そういう場合は名前だけ書いた子もやったことになる。支援級の子でも受ける子と受けない子が出てくると思うので、その分析がそこまでできたらもっと、割合が出てきたらもっとD層に対する分析ですとか、考え方が膨らんでいって、もっと細やかな点につながるのではなからうかと思っています。

なかなか厳しいところがあるというので、例えば一部だけ書いた場合はどうなのかな、この辺りのことが難しくなってくると思うんですけど、このD層の対応を考えるのであれば、大体何割が支援級の子というだけでも考え方にいろんな影響があると思うので、その辺の対応も少し考慮していただけたらと思います。よろしくお願いします。

【落合教育長】

なかなか難しいところかもしれないですけど、一人ひとりのお子さんの学習の積上げをしっかりとしていくという手だての中で、さらに細かい報告、分析というか、それを出した上で……。センター、何かございますか。

【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

どのお子さんにも同じ機会をといるところは、もうおっしゃるとおりだと思いますので、できる限りこの調査、全市で実施しているものですので、所属しているどの子どもたちが受けてもいい状況というのは、柔軟につくっていくということは今後もしていきたいというふうに思いますし、受けられなかったお子さんについては、別の指標で日頃の授業等を見ながら丁寧に見ていくことで、さらにその子に合った学習の積上げが結果として見えてこないというところが今御指摘いただいたところかなと思いますので、そういった部分も、この調査は一つの指標というふうに芳川委員におっしゃっていただいたとおり、学力の一つの側面を見るというところで目的のところにもありますので、それ以外の面から多面的に子どもたちを見られるように考えていきたいと思います。

【落合教育長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ほか、よろしいでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

すみません何度も、ごめんなさい。その数値に現れませんが、現場では不登校のお子さんもできるだけ考えさせようとか、支援級のお子さんでも受検希望の子は頑張っているところを送り出したりとか、上向きに入っていないから、現場の努力を否定しているのではなく、ここには含まれていないけども、現場はすごくそれぞれに対して細やかな対応をしているということは、私のほうから皆さんにはお伝えしたいとは思っています。よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございます、よろしくお願いいたします。

センター。

【大野総合教育センター所長】

よろしくお願いいたします。

様々な貴重な御意見、ありがとうございました。センターといたしましては、新しいこの調査が始まって、まずは、今までそれぞれの年ごとに追っていたものを経年で分析したときにどのようになっていくかというのが、3年間やることによってやっと見えてきたものがございます。この3年目に当たっても、このC層とD層の子どもたちに、具体的にどういう支援をしていけばいいのか、あるいはGIGA端末をどうやって活用していったらいいのか、あるいはデータをどうやって活用していけばいいのかというところが見えてきたというところがございます。ですので、今ありました御意見を基にして更に細かな分析を進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございました。

それでは、これに関してはよろしいですか。

ありがとうございました。それでは、報告事項No. 2は終了いたします。

8 議事事項 I

議案第18号 令和8年度川崎市立高等学校入学定員について

【落合教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

議案第18号「令和8年度川崎市立高等学校入学定員について」の説明を指導課担当課長からお願いします。

【山本指導課担当課長】

お願いします。

それでは、議案第18号「令和8年度川崎市立高等学校入学定員」について御説明いたします。

初めに、ファイルナンバー03-2、議案第18号資料をお開きください。

こちらは、昨年度の全日制課程における入学者選抜の結果でございますが、共通選抜の欄における受検者数、また、表の右側の共通選抜倍率に記載のとおり、各校においてはおおむね安定した受検者数と倍率となっております。

2ページを御覧ください。

下段の表は、市内の公立中学校における卒業生予定者数でございますが、次年度以降も増減はありますが、一定数の維持が見込まれております。全日制の入学定員については、これらの状況を踏まえ、令和8年度においても、昨年度同様の募集規模を維持することが適当であると考えております。

また、このページの上段の表は、昨年度の定時制における入学者選抜の結果でございます。定時制への進学率は予測が立ちにくい面もございますが、一定の定時制進学希望者のニーズがあり、しっかりと対応していくことが求められているところでございますので、定時制の入学定員につきましては、令和8年度においても、昨年度同様の募集規模を維持することが適当であると考えております。

ファイルナンバー03-1、議案第18号をお開きください。

ただいま御説明いたしました状況を踏まえ、令和8年度の川崎市立高等学校の入学定員についてでございますが、全日制課程につきましては、上段の表のとおり合計で1,240人といたします。

なお、※印1に記載のとおり、川崎高等学校普通科については併設の附属中学校からの進学者を入学定員に充てることとしております。また、定時制課程につきましては、下段の表のとおり合計で350人といたします。

なお、川崎高等学校の普通科昼間部については、入学定員140人のうち、在県外国人等特別募集の定員を前年同様、8人といたします。

これらの入学定員につきましては、今後、神奈川県教育委員会が県内公立高等学校の定員として10月下旬に公表するとともに、11月以降、県教育委員会のウェブサイトで周知する予定となっております。

なお、03-3、議案第18号参考資料のファイルでは、令和8年度入学者選抜における川崎市立高等学校の募集形態と令和8年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱を掲載しておりますので、後ほど、御参照いただければと存じます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

高等学校入学定員についてですが、全日制については、今、御説明があったように昨年度と同様の募集規模、定時制につきましては、進学率の予想がかなり立ちにくい面もあるんですけど、一定の規模数の人数に対応するというようなところから昨年度同様というような御説明があったかと思いますが、ただいまの御説明に御質問、御意見等はございますでしょうか。

芳川委員、よろしくお願いいたします。

【芳川教育長職務代理者】

すみません。御報告ありがとうございました。

入学とは関係ないんですけども、多分学校によって違うかと思うんですが、昨年度の合格倍率、そういうのはどんな形になるんですか。

【落合教育長】

昨年の合格倍率ですね。分かりますか。よろしくお願いいたします。

【山本指導課担当課長】

議案第18号資料の一番右側の欄が共通選抜の倍率となっております。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。

志望したのは確かに川崎で考えたときに受検者数はそんなに大きいわけではないんですけども、この倍率で考えたときに調整などが必要はないのかどうかというのを確認したかったんですが、いかがでしょうか。

【落合教育長】

指導課、どうでしょうか。

【山本指導課担当課長】

おっしゃるとおり、学校によって共通選抜の倍率等に差はありますけれども、基本的に全日制の募集定員数を設定するに当たっては、学校の施設ですとか、教員の数ですとか、受け入れられる最大限の設定で行っているところが現状です。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【落合教育長】

そのほかの点でいかがでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

定時制課程に関して、質問ではなくてコメントです。昨年度並みに今年度も募集定員を定めて実施するという事に大賛成です。確かに満たしていない科もあるし、今後どうなるのかというのがあまり読めないというのはおっしゃるとおりなんですけど、ここは全県の枠も含めて川崎にこのような枠があるということがやはり重要だと思いますので、前にも申し上げたと思いますが、これを維持していただけたということをお大変評価して、とてもありがたいなと思っております。以上です。

【落合教育長】

どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。

私は定時制の枠があることについて、とてもほっとしております。本当に増えていく不登校の子どもたち、外国にルーツのある子どもたちにとっての受け皿として良い学校だと思っておりますので、維持していただいたことに感謝申し上げます。

一つ質問なんですけども、川崎高校の普通科昼間部、外国人枠8名ということなんですけど、もっというような気がしていて。万万が一ですけど、9人来たらどうするかなという素朴な疑問なんですけど、9人受けに来て、100点取ったら合格なんですけど定員との関係でとなったときに、例えば合格することによって何とか入れるのか、その辺のお考えを教えてくださいなと思います。

【落合教育長】

指導課、どうでしょう。

【山本指導課担当課長】

川崎高校の普通科昼間部、定時制の在県外国人等特別募集枠は8名でございますが、共通選抜の後に定通分割選抜というのがもう一度行われまして、共通選抜がもしオーバーしてしまった場合には、共通選抜として入ることはできませんけれども、もう一度、定通分割の試験を受けることは可能です。入試の機会が複数ありますので、もう一回受け直してもらうことは可能です。

なお、ちなみになんですけど、川崎高校の定時制、実はこの外国人等の枠なんですけれども、この枠で入学すると普通の高校の科目だけではなくて、日本語という授業のサポートも受けること

ができます。全国的にも珍しい取組なんですけれども、この枠以外で入学された方も川崎高校の先生方の御努力で日本語のサポート授業を受けられるような取組をしてもらっていますので、実際にはこの枠に当てはまる受検の資格がある生徒さんも普通のほうの枠で受検されている方もいらっしゃると思います。

【落合教育長】

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。

大変すばらしいなと思います。御両親どちらかが海外にルーツを持っていらっしゃるって、日本語が不自由な子どもが小学校でも割といらっしゃるの、家で使っている言語がお母様の母国語だったりとかするので、すばらしいという意味でもっと宣伝していいというか、誇っていい取組だなと思います。ありがとうございます。

【落合教育長】

西井委員、お願いします。

【西井委員】

今、来年の募集をしまいでいいということ、これはよろしいかなとは思いますが、中期的に見たときに、やはり定時制のこの普通科のところの学校はこんなにいないよねというのは、誰が見ても事実なところで、全部合わせて120人以上の欠員がありますよね。だから1、2、3、4、半分でいいのではないかなというふうに見えるので、これがちょっと、この機会ではなくて別の機会、しかも高校生ですよ。だから場所をこんなに散りばめて持つ必要は全然ないのではないかなと。誰が見てもそう思うんですけど、これは意見としてです。

【落合教育長】

ありがとうございます。

じゃあ、そのほかの委員はいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号につきまして原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

議案第19号 川崎市立学校の施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第20号 川崎市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について

【落合教育長】

次に、議案第19号「川崎市立学校の施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第20号「川崎市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、これらはいずれも学校施設の活用についての議案となりますので、一括して審議することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【落合教育長】

異議なしとして、一括して審議いたします。

それでは、議案第19号及び議案第20号について御説明を、庶務課担当課長、地域教育推進課長からお願いいたします。

【森庶務課担当課長】

それでは、議案第19号及び第20号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、地域教育推進課長から御説明申し上げます。

【二瓶地域教育推進課長】

それでは、引き続き議案の詳細を御説明いたします。ファイルナンバー04-2、議案第19号・第20号を御覧ください。

初めに、1、改正の経緯でございますが、本市では、校庭や体育館、武道場、特別教室といった学校施設を、学校教育に支障のない範囲で市民に開放しておりまして、本年4月からは、予約システム及びスマートロックによる運用が新たに始まったところでございます。

新たな運用開始から半年が経過し、現時点まで順調に運用されており、地域の方や教職員の双方から、利便性の向上や負担軽減につながったとの声をいただいておりますが、この間にいただいた御意見や御要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るために運用等の一部見直しを行い、来月からの運用変更に向けて関係規則の一部を改正するものでございます。

次に、2、改正の概要でございます。

初めに、(1)川崎市立学校の施設等の開放に関する規則でございますが、一つ目は、使用者の範囲につきまして、他の規則等における規定の文言と統一するものでございます。

二つ目は、現行では利用者の使用申込みの期限が7日前までとなっているところ、この度のシステム化のメリットも生かしまして、直前での予定変更等に柔軟に対応できるように3日前までに変更するものでございます。

三つ目は、運動場の夜間照明につきまして、現行では使用開始時間が午後6時からとなっているところ、冬場の日没時間の早い時期に限り午後5時から使用し、夜間の使用料が徴収できるようにするものでございます。

四つ目は、限られた学校施設をより多くの方に使用していただけるよう、現行の全面利用と半面利用に加えまして、3分の1でも利用ができるようにするものでございます。

次に、(2)川崎市立学校施設使用規則でございますが、一つ目は、第1号様式における性別欄及び押印欄の削除、二つ目は、第2号様式における押印欄及び備考欄の一部記載の削除でございます。

地域教育推進課からの説明は、以上でございます。

【森庶務課担当課長】

それでは、引き続き議案の詳細を御説明いたします。ファイルナンバー04-1、議案第19号・第20号をお開きください。

初めに議案第19号について御説明いたしますので、5ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「開放施設の使用に係る申込みの期限を改めること等のため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、6ページを御覧ください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

初めに、第6条第1項各号の改正でございますが、使用者の範囲の文言を統一するため規定を改めるものでございます。

続いて、第7条第2項の改正でございますが、開放施設の使用申込みの期限を3日前までに短縮するものでございます。

続いて、7ページを御覧ください。

別表の改正でございますが、別表備考第1項で運動場及び体育館の3分の1面を使用する際の使用料の額を規定するものでございます。

続いて、別表備考第3項で日没時間の早い11月から2月までの期間は午後5時から夜間照明使用分を含む使用料を徴収できる旨を規定するものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和7年11月1日とする旨を定めております。

続きまして、議案第20号について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「学校施設使用許可申請書等の様式を改めるため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、12ページを御覧ください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

初めに、第1号様式の改正でございますが、押印欄や性別等の記載を削るものでございます。

続いて、13ページを御覧ください。

第2号様式の改正でございますが、備考の一部や押印欄等の記載を削るものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和7年11月1日とする旨と、改正前の様式の使用に関する経過措置を定めております。

議案第19号及び第20号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

学校施設は市民に開放しておりますが、これまでもいろいろ工夫をしていて、利用者とか教職員の負担軽減や利用者の利便性の向上というのに努めてまいりましたが、更なる利便性の向上を図るために運用事項、関係規則の一部を改正するというような御説明でしたが、何か御意見等がございますでしょうか。

利便性はよくなるということにつながっていくというところで、よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては議案ごとに行いたいと思います。まず、議案第19号につきましては、原案どおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第20号につきまして、原案どおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。

<以下非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 3 学校施設への包括管理委託導入の検討について

【落合教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

報告事項No. 3「学校施設への包括管理委託導入の検討について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長からお願いいたします。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

よろしくお願いたします。

それでは、報告事項No. 3について、御説明いたします。ファイルナンバー05、報告事項No. 3をお開きください。

初めに、2ページを御覧ください。

1、経過・目的でございますが、学校施設の管理につきましては、下の表、左側に記載のとおり

り、修繕依頼から工事発注までに時間を要する、対応する教職員の負担が大きいなど、従来から課題がございました。こうした課題を解決するとともに、全市立学校への展開を視野に、令和6年度から3年間のモデル事業として、麻生区内の市立小中学校において、学校施設包括管理業務委託を導入いたしました。

本モデル事業は令和8年度末に終了予定のため、その効果を検証し、令和9年度以降に全市展開することについて検討いたしましたので、その内容について御報告いたします。

続いて、3ページを御覧ください。2、包括管理委託の概要でございます。

まず、右上の図「従来手法との比較」を御覧ください。図の左側のように、従来は事務局が維持管理業務や修繕業務を個別に発注しておりましたが、包括管理委託は、これらの業務を事務局から外部事業者へ一括して委託する方式であり、他都市でも導入が進んでいるものでございます。

次に右下の「費用のイメージ図」を御覧ください。

包括管理委託では事業者にマネジメント費を支払いますが、事務局の業務が軽減されることで、人件費が圧縮され一定程度相殺が可能なものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

(3)の麻生区モデルの概要でございますが、令和6年度からの3年間、麻生区内の小中学校24校を対象に、施設の保守点検や清掃などの「維持管理業務」、及び400万円以下の「修繕業務」を包括管理事業者に一括して委託しております。

この麻生区モデルにおきましては、(4)に記載のとおり、市内事業者の受注機会を確保するための様々な取組を行っており、その結果、下の囲みにございますとおり、直営時と同等の水準で、市内事業者の受注機会が確保できている状況でございます。

次に、5ページを御覧ください。

3、麻生区モデルの事業評価につきましては、令和6年度の実績及び麻生区内の学校を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、評価を実施しております。

表にございますとおり、修繕の対応の迅速化、維持管理水準の向上など、従来の課題に対しての効果を確認しているところでございますが、特に、評価項目①「対応の迅速化」についての効果は大きく、学校からの修繕依頼に対する一次対応、現地確認などについては約6割が当日又は翌日に実施しており、また、依頼を受け付けてから工事発注までの期間も短縮されております。

また、評価項目②「維持管理水準の向上」についても、月1回の定期巡回点検により施設の安全性が確保され、予防保全の効果も期待されるところでございます。

評価項目③「教育環境の改善」については、教職員の学校施設の維持管理等に関する事務負担は週1時間以上削減され、また、専門業者による管理の安心感から心理的負担も軽減されており、学校からも高く評価されているところでございます。

こういった結果を踏まえ、下の囲みにございますとおり、麻生区モデルの導入により、本市が抱える課題に対して、効果が得られたものと評価しております。

続いて、6ページを御覧ください。

4、全市展開の検討についてでございますが、(1)の全市展開に向けた課題として、次の2点についての対応が必要であると認識しているところでございます。

1点目は、包括管理事業者へ支払うマネジメント費について確実に縮減し、コストの増大を抑制すること、2点目は、包括管理事業者による業務遂行が適正に行われているかなどを確認するモニタリングを着実に実施することでございます。

また、(2)のとおり、今年5月には、全市展開を見据え、民間事業者との意見交換会を行い、様々な御意見をいただいたところでございます。いただいた御意見等も踏まえ、包括管理委託を全市展開する場合の契約の形態についてでございますが、下の囲みでございますとおり、対象エリアについては市域を分割することなく全市一括での契約とし、契約期間については5年間、委託内容については、維持管理業務と修繕業務の両方を含めて対象とする、としております。

なお、業務の範囲など、詳細な発注条件は今後予定しているサウンディング調査等を行いながら精査してまいります。

続いて、7ページを御覧ください。

5の今後の方向性について、でございますが、ここまでの検証結果等を踏まえ、(1)の今後の方向性のとおり、今後の学校施設管理においては、包括管理委託の導入を進めていく方針といたします。

今後のスケジュールにつきましては、(2)に記載のとおり、10月下旬からサウンディング調査を実施し、年度内に実施方針を固め、来年度、事業者選定のためのプロポーザル・契約締結等の手続を経て、令和9年4月から全市展開を開始してまいりたいと存じます。

報告事項No. 3の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございました。

現在、麻生区内の小・中学校で行っております学校施設の包括管理業務委託、これは令和9年度に向けて全市展開していくことに向けての検討をしていることについての御報告でしたが、何か御質問等がありますか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

御説明、ありがとうございます。

麻生区モデル、すばらしいなと思います。全市展開されるということで、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、質問は2点で、一つは、その包括契約をされる中で1件400万円までの上限、この400万円の意味を教えてくださいというのが1点と、それから麻生区モデルをレビューされた中で、このモデルで解決しなかった課題というのは何か残っているのかどうか、この辺りについてお聞かせいただければと思います。

【落合教育長】

関連する質問はありますか。

いいですか。では今の二つ。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

まず、1点目の金額の400万円というところなんですけれども、実は麻生区モデルがスタートした時点では当初250万円ということでスタートいたしまして、本年に入りまして年度途中に400万円というふうに基準を引き上げてございます。こちらにつきましては、市の一般的ないわゆる軽易工事の基準に合わせているところでございますので、その上限を超えるもの

に対しては引き続き市のほうで直接発注するというような扱いをしているところがございます。

麻生区モデルというのがスタートして1年半で、大きな課題が起きたかという、あまり我々は大きな何か課題があったかなというふうには思っておりませんが、令和6年度当初、制度導入当初はやはり包括事業者が初めてこの業務をやるということで、若干この運用への慣れというか戸惑いという部分もありましたので、今後、令和9年度の導入に当たっては、十分な準備期間を設けるということと、各学校への説明なども丁寧にするといったところで、なるべく円滑な導入とスタートが切れるようにということはもちろん考えておりますけれども、すみません。現状、麻生区モデルでよくなかったなというのはあまり、現状思い浮かぶものはございません。申し訳ございません。

【西井委員】

ありがとうございます。課題が残っていないなら、すばらしいなと思います。例えば昨年度、先生方と意見交換をしたときに、施設のメンテナンスに関しては、メンテナンスに入る前に調査があつて、それはもう毎年やるという話をお聞きしたというところがあつて、これは別に毎年やらなくても大丈夫なところがあるんじゃないか、つまり、補修されていないところについては、というような意見があつたものですから、そういうところを包括契約ですと、これから事業者の方が全部チェックされるという、そういう形に移行するわけですかね。それは先生方に仕事として残っちゃうんですかね。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

すみません。法定点検の中でも、ものによってはなかなか包括の中に取り込めるものと取り込めないものがあるかなとは思っております。ただ、今、委員おっしゃられたように、今まで学校の先生方が日常的な維持管理といった部分で、専門性のない中で、いろいろな教育の合間を縫ってやっていただいた部分が、そういう包括の事業者という、ある意味、少し専門性を持った事業者にやっていただくというところの中で、先生方、教職員の方の、気持ちの負担が少し軽くなっていっていることを聞いておりますし、そういう専門の業者にやっていただくことで全体的な維持管理の水準、全体としての底上げができていっているとは考えているところではございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

【森川委員】

ありがとうございます。とても大賛成ということで、ぜひ麻生区モデルだけでなく宮前区も早く導入できればと思ってしまうんですが、1点、私が一番、ぜひここは譲らないと言っているのが、対応の迅速化の部分です。今まで何校か行った中で、やっぱり施設の不備はあつて、そこに子どもたちが行ってはいけないと、テープを張って行かないようにしっかり指導をし、行ってしまった子への指導をしということで、名もなき家事じゃないけど名もなき指導というか、小さなことの積み重ねが先生方を圧迫しているなという、本来ならなかったことがあります。この迅速化というのはすばらしいので、ここはぜひ譲らずに早く全市展開することを願っております。よろしくお願いします。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

我々も、迅速化というところは非常に効果として、一番大きな部分かなと考えておりますし、それによって子どもたちが安全に過ごせるということですか、将来的に大きな不具合になる前に早めに手を打てるという意味では本当に大きな効果があるかなと思っていますので、今後はその意識を十分に持って取り組んでまいりたいと思います。

【落合教育長】

ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 3は、終了いたします。

報告事項No. 4 青少年教育施設に係る指定管理予定者の決定について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 4「青少年教育施設に係る指定管理予定者の決定について」の説明を、生涯学習推進課長、こども未来局青少年支援室担当課長からお願いいたします。

【山口生涯学習推進課長】

それでは、報告事項No. 4について御説明申し上げます。

ファイルナンバー06の1ページを御覧ください。

当該施設の指定管理による運営につきましては、業務の補助執行先であります、こども未来局におきまして、令和7年8月8日から9月8日まで指定管理者の公募を実施し、10月14日にこども未来局による「こども未来局民間活用事業者選定評価委員会」が開催され、指定管理予定者が選定されたところでございます。

今回、管理を行わせる公の施設につきまして3施設ございます。

初めに、川崎市青少年の家でございます。

施設の所在地は、川崎市宮前区宮崎105番地1でございます。

指定管理予定者の名称につきましては、かわさき未来応援パートナーズ、代表者につきましては、株式会社東急コミュニティー、構成員につきましては、公益財団法人川崎市スポーツ協会でございます。

また、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

5ページを御覧ください。

次に、川崎市八ヶ岳少年自然の家でございます。施設の所在地は、長野県諏訪郡富士見町境字広原12067番地482でございます。

指定管理予定者の名称及び代表者につきましては、一般社団法人富士見パノラマリゾート、理事長、渡辺葉でございます。

また、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

9ページを御覧ください。

最後に、川崎市子ども夢パークでございます。施設の所在地は、川崎市高津区下作延5丁目30番1号でございます。

指定管理予定者の名称につきましては、川崎市子ども夢パーク共同運営事業体、代表者につきましては、特定非営利活動法人フリースペースたまりば、構成員につきましては、公益財団法人川崎市生涯学習財団でございます。

また、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

なお、指定管理者の決定につきましては、市議会の議決が必要となりますので、本日御承認をいただいた後、令和7年第4回市議会定例会に議案として上程する予定でございます。

引き続き、指定管理予定者の選定結果などにつきまして、こども未来局より御説明させていただきます。

【菊池こども未来局青少年支援室担当課長】

それでは、御説明させていただきます。

指定管理予定者の審査結果について、御説明させていただきます。

補助執行先である、こども未来局におきまして、令和7年10月14日に、指定管理者選定評価委員会青少年教育施設・こども文化センター部会を開催し、青少年教育施設の青少年の家、八ヶ岳少年自然の家及び子ども夢パークの3施設について、次期指定管理者候補を審査・選定いたしました。

報告事項No. 4の3ページを御覧ください。

まずは、青少年の家についてでございます。2の審査結果でございますが、応募団体は現指定管理者であるかわさき未来応援パートナーズ、新規応募事業者である株式会社アグサの2事業者から応募がございました。

資料4ページを御覧ください。川崎市青少年の家の得点結果集計表でございます。

委員5人の合計得点1,000点満点中、応募団体、かわさき未来応援パートナーズが692点、応募団体、株式会社アグサが644点となりました。

以上によりまして、川崎市青少年の家につきましては、株式会社東急コミュニティーを代表者、公益財団法人川崎市スポーツ協会を構成員とするかわさき未来応援パートナーズを次期指定期間における指定管理予定者として選定しました。

次に、川崎市八ヶ岳少年自然の家につきまして御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

中段にあります2、審査結果のア、応募団体数でございますが、現指定管理者である一般社団法人富士見パノラマリゾートの1団体からの応募がございました。

イ、指定管理予定者として選定した団体でございますが、委員5人の合計得点970点満点中、618点ということで、総得点が標準点の560点を上回っていることから、一般社団法人富士見パノラマリゾートを次期指定期間における指定管理予定者として選定しました。

最後に、子ども夢パークについてでございますが、10ページを御覧ください。

中段にあります2、審査結果のア、応募団体数でございますが、現指定管理者である川崎市子ども夢パーク共同運営事業体の1団体からの応募がございまして、委員5人の合計得点が750点満点中、578点となりました。

現指定管理者は、評価が「B」の年度がございましたので、実績評価点として総配点の3.7

5%、28.1点が加算され、総得点は606.1点となり、標準点の475点を上回っていることから、川崎市子ども夢パーク共同運営事業体を次期指定期間における指定管理予定者として選定しました。

審査結果についての説明は以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございました。ただいま3施設の指定管理予定者の決定とその審査結果について御説明いただきました。何か御意見等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 4を終了いたします。

報告事項No. 5 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 5「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 5、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。ファイルナンバー07、報告事項No. 5を御覧ください。

こちらにつきましては、市長の専決事項の指定について第2項による専決処分について御報告するものでございます。

1番を御覧ください。

専決処分年月日は、令和7年9月11日、損害賠償の額は、59万2,834円でございます。

事件の概要でございますが、平成26年6月30日、市立学校の廊下で、視覚障害者体験学習中、被害者が、アイマスクを着けて、他の児童に誘導されて歩行していたところ、他の児童が手を離れたため、ロッカーに接触し、負傷したものでございます。

この事件について、本市に国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございまして、この案件につきましては、令和7年第4回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。ただいまの御説明に対して何か御意見等ございますでしょうか。

芳川委員、お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

すみません。御報告、ありがとうございました。

平成26年のものですね。そこが随分時間的にたつような気がするんですが、何か原因はございますでしょうか。

【森庶務課担当課長】

こちらにつきましては、歯を折られているお子様なので、それで成長に伴って歯並びが変わってしまいますので、成人になってから、最終の治療をする必要があります。最終治療を終えてから、被害者側と示談いたしまして、損害賠償を行うということで、これだけ期間を要したものでございます。

以上でございます。

【芳川教育長職務代理者】

分かりました。

【落合教育長】

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 5は終了といたします。

報告事項No. 6 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 6「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を健康給食推進室担当課長からお願いします。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

それでは、報告事項No. 6「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」御説明いたしますので、報告事項No. 6のファイルをお開きください。

こちらにつきましては、市長の専決事項の指定について第1項による専決処分について、御報告するものでございます。

初めに、専決処分年月日は、令和7年10月9日でございます。

相手方は、川崎区在住の2名でございます。児童生徒の保護者でございます。

事件の概要でございますが、本市が実施する学校給食を受けた者の保護者である相手方らが、本市の再三にわたる催告にもかかわらず、学校給食費を納付しなかったために、本市が川崎簡易裁判所書記官に行った学校給食費の支払いに係る支払督促の申立について、相手方から督促異議の申立がなされたことから、民事訴訟法第395条の規定により、相手方らに対して学校給食費41万3,180円等の支払いを求める訴訟に移行したが、同裁判所から強い和解勧告があったものでございます。

次に、和解条項の要旨でございますが、第一に、相手方らは、本市に対し、連帯して、令和3年6月から令和7年9月までに相手方らが支払うべき学校給食費のうち滞納となっている48万1,470円、遅延損害金、支払督促申立手続費用等を支払う義務があることを認める。

第二に、相手方らは、本市に対し、連帯して、前項の金員を分割して、令和7年11月から令

和9年10月まで毎月3万円以内の所定の額を本市所定の納付書により支払う。

第三に、相手方らが前項の分割金の支払い及び本件和解が成立した日以降に納期限が到来する相手方らが負担すべき学校給食費の支払いを3回分以上怠ったときは、相手方らは、当然に期限の利益を失い、本市に対し、連帯して、直ちに前項による既払金を控除した第1項の滞納分学校給食費の残額、支払督促申立手続費用等及び滞納分学校給食費の残額に対する遅延損害金を支払う、となっております。

なお、この案件につきましては、令和7年第4回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。ただいまの説明に何か御意見等ございますでしょうか。特によろしいですか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

ありがとうございます。本件はこれでよろしいかと思えますけれども、この未納、滞納について訴訟ができるというのは、昨年この会議でも御報告いただいて対応したと思うんです。たしか複数件あったように思うんですけども、残りの方の状況はいかがでしょうか。

【鈴木健康給食推進室担当課長】

お答えします。支払督促の申立は、昨年は4件行っております。

1件につきましては今回、訴訟後和解ということで、一応終結になっています。今後支払いがございました。もう1件につきましては、これは支払督促の効力が確定した段階で任意のお支払いをいただいております。残り2件でございますが、支払督促の申立の効力は確定しておりますので、今後、強制執行等も含めて、確定債権回収に向けて手続を進めていくということで、ただ強制執行を直ちにかけるということはまだ検討している状況ということでございます。以上でございます。

【落合教育長】

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 6は終了といたします。

報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について

報告事項No. 8 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

井汲教職員人事課担当課長が一括して説明した。

報告事項No. 7は終了した。

落合教育長が会議に諮った結果、報告事項No. 8は承認された。

報告事項No. 9 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について
報告事項No. 10 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

細見庶務課長が一括して説明した。

落合教育長が会議に諮った結果、報告事項No. 9及び報告事項No. 10は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第21号 教員の処遇改善に係る条例改正の方針について

【落合教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

議案第21号「教員の処遇改善に係る条例改正の方針について」の説明を、教職員企画課担当課長からお願いします。

【田中教職員企画課担当課長】

それでは、議案第21号「教員の処遇改善に係る条例改正の方針について」御説明いたします。ファイルナンバー09、議案第21号のファイルをお開きください。

1 ページを御覧ください。

「1 概要」でございますが、国におきましても教員の人材確保のための処遇改善の検討を進めており、今回、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が改正されたことに伴い、本市も国の改正に準じた対応を行っていくものでございます。

「2 給特法等改正に伴う教員の処遇改善の内容」でございますが、「教職調整額の見直し」「義務教育等教員特別手当の見直し」「教員特殊業務手当の見直し」「新たな級の創設」の四つが国における制度改正の内容でございます。

2 ページを御覧ください。

「3 本市の改正内容」でございますが、原則的に国に準じた対応を検討しているところでございます。

初めに、「教職調整額の見直し」につきましては、令和12年度までに現行の給料月額額の4%に相当する額から、10%に相当する額に段階的に引き上げてまいります。表のとおり、各年度1月1日に1%ずつ引上げを行い、令和13年1月から10%としてまいります。教育公務員特例法第25条第1項による指導改善研修の被認定者は、教職調整額を支給しないこととします。

管理職につきましては、教職調整額が支給されないことから、本給について、国の引上げ額をベースに、給与の逆転が生じないように改善してまいります。

3 ページを御覧ください。

「義務教育等教員特別手当の見直し」につきましては、現行一律に支給されている手当について、3分の2の額に縮減することとし、学級担任には手当の額に3,000円を加算することとします。対象者については、表のとおり、小学校、中学校及び高等学校の学級担任で、小学校及

び中学校の特別支援学級の担任も含むものとします。

国においては、「特別支援学級を対象に含めない」としてありますが、通常の学級と特別支援学級では学級担任として従事する業務に共通する部分が多いことや県内自治体の動向などから本市においては対象に含めるものとします。なお、複数担任制などによる学級運営を行っている場合は、加算の対象に含めることとします。

4 ページを御覧ください。

「教員特殊業務手当の見直し」につきましては、国における国庫負担金の算定基準の見直しとして、非常災害時等の支給要件、金額が変更されることに伴い、本市においても表のとおり支給要件及び支給額の見直しを図るものでございます。

市単独措置として支給していた「2時間以上6時間未満1,100円」の手当については、「1時間以上4時間未満4,000円」と見直しを行うものでございます。「甚大災害時」については、今回の見直しに併せて新たに設置するものでございます。

次に、「新たな級の創設」につきましては、国においては、新たな職として「主務教諭」の職を置くことができるとしておりますが、設置に当たっては職務内容や給料表改定等の詳細な検討が必要であり、県内自治体の動向などからも、本市においては令和8年4月からの導入を見送ることといたします。

5 ページを御覧ください。

「4 費用の試算」でございますが、左側のグラフが費用の推移でございまして、薄い色が国庫負担、濃い色が一般財源となります。右側の表が一般財源の推移でございまして、国庫負担金を除いた市の支出となる金額について、令和7年度の改正なしと比較した増加額としては、令和13年度には18.6億円の増加が見込まれているところでございます。

6 ページを御覧ください。

「5 今後のスケジュール」でございますが、今後、文教委員会への報告を行い、11月から12月に開催の市議会定例会にて条例改正を予定しております。

説明は、以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。教員の処遇改善についてですね。給特法の改正に伴う教員の処遇改善の内容ですが、国の改正について、本市の改正内容についての御説明でしたが、御意見、御質問等がありましたら。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

御説明ありがとうございます。

資料の、本市の改正内容についてなんですけど、4%に相当する額から10%に相当する額に、年度ごとに1%ずつ上げていくと、これを新聞報道とかで読んでいて、見直しのとおりだと思っんですけども、この次のページのところにある、義務教育等教員特別手当の見直しで、要は0.5%目減りするという話なんですけど、これを合わせたときに、国のほうでも手当の見直しをすとなっているんですけど、つまり、だから10%に段階的に上がるんじゃなくて、9.5%にしか上がらないと、そういうことなんですか。せこいね。すみません、意見です。

【田中教職員企画課担当課長】

お答えさせていただきます。お見込みのとおりでございまして、今回、義務教育特別手当のほうは見直しが行われるんですけども、今まで一律に全員に一定の金額、給料表の級号給に応じてなんですけれども、支給されていたものを、校務類型やその他、困難性に応じて支給することにするというような国の方針がございまして、そこに困難性、大変なところというので学級担任というのは加算をしていきたいと思いますというふうに示されているところでございます。こちらは国に準じた形になっております。

ただ、市単独といいますか、市のほうで考えたのは特別支援学級については合算していきましようということで、こちらについては対象に含めるところでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

御説明の中で、国に準じて対応するというのと、それから県内の状況に応じて対応ということで御説明いただいて、こちら議会に通さなきゃいけない、お金のことなので簡単には言えないんですが、とはいえ、本当に千載一遇のチャンスといいますか、教員の給与を上げられるというのはもしかしたらそんなに巡ってこないチャンスかなと思うので、思い切って申し上げますが、川崎市が本当に競い合っているのは横浜市と東京都であるということを見ると、この上げ幅でいいのか。特に学級担任の月額3,000円というのは、もしかしたら、もうちょっと考慮する必要が、考慮する余地があるのではないのでしょうかということで、少し質問をさせていただきます。なぜこの金額でしょうか。

【落合教育長】

教職員企画課担当課長。

【田中教職員企画課担当課長】

非常におっしゃったとおりでございまして、何のためにこういう改正を行われるのかというと、やっぱり教員の職、専門性が高い職に当たるという部分と、あとは人材確保。ほかの職と比べて人を確保していくために処遇を改善しようというような形になっております。

委員からお話があったとおり、人の獲得競争といいますか、そちらを非常に今、欠員が生じている中で改善していかなければいけない部分でして、目標としては、他都市より少しでも上回りたいというところはあるんですけども、逆に他都市に劣りたくないといいますか。均衡を図っていくというのですかね。その部分は必要かなと思っておりまして、東京はもうちょっと厳しい部分もあるんですけども、少なくとも県内自治体については、東京ももちろん情報共有といいますか、確認はしながら進めていくつもりではあるんですけども、県内においては、少ない情報を確認しながら、向こうは向こうでやっぱりまだ決まっていないところなので、なかなか情

報共有するのは難しい部分もあったんですけども、確認をしながら進めてきている状況ではございます。

以上でございます。

【落合教育長】

職員部長。

【宮川職員部長】

若干、補足説明させていただきます。確かに人材確保という面では一つの処遇改善、千載一遇のチャンスというのはまさにそのとおりなんですけど、何分ちょっと東京都は、やっぱり前も話したとおり、とてつもないモンスターということで、やっぱり我々としても東京都と競うのは、処遇でいくのか、あるいは働きやすい環境づくりでいくのか、どこにやっぱり人材確保のために投資しているのか。川崎らしさをどこに持っていくのかを模索しているところですので、まだ庁内調整があって、これから頑張っていくところなんですけれども、働きやすい環境づくりというところに投資していく。さらに東京都と違って、我々はきめ細かいというか、相当、教職員に近いというところがありますので、その辺りもしっかりと伴走支援をしていくというところに照準を持っていく方向性かなとも考えておりますので、それをちょっと見ていただきたいのと、西井委員の御質問で、確かに9.5%とかあるんですけど、まだ1点やっていないところがございまして、主務教諭。ここでやはり処遇改善を、主務教諭をどうしていくのか、この財源をどう有効活用していくのかというところは、東京都の制度ではやっているんですけど、これはそこも含めて、これからまた処遇改善の議論する余地がございまして、我々トータルでお話聞けばなと思っておりますので、今後も引き続き、必要に応じて御助言等をいただけると、我々もその対応しながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

【落合教育長】

教職員企画課担当課長。

【田中教職員企画課担当課長】

申し訳ございません。委員から3,000円の根拠というようにお話をいただいたと思うんですけども、こちらについては国のほうから国庫負担金の算定基準ということで、1学級当たり3,000円という形で示されているものでございまして、本市においても同様の水準でできるという形で、定めているところでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

ほかにいかがでしょうか。処遇改善、働きやすい環境づくり、大事なところなんですけども、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、議案第21号につきまして、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
ありがとうございます。

議案第22号 川崎市附属機関設置条例の一部改正の方針について

議案第23号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正の方針について

【落合教育長】

次に、議案第22号「川崎市附属機関設置条例の一部改正の方針について」及び議案第23号「川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正の方針について」ですが、これらはいずれも学校事故等詳細調査委員会の設置についての議案となりますので、一括して審議することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

異議なしとして一括して審議いたします。
それでは、議案第22号及び議案第23号についての説明を、指導課長からお願いいたします。

【新田指導課長】

議案第22号「川崎市附属機関設置条例の一部改正の方針について」及び議案第23号「川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正の方針について」御説明させていただきます。

それでは、ファイルナンバー10、議案第22号、第23号のファイルをお開きください。
2ページを御覧ください。

初めに、「1 学校事故等詳細調査委員会の設置の背景」について、御説明いたします。

「(1) 学校事故等の対応の現状」でございますが、現在、本市における学校事故等が生じた場合の対応については、本市が学校事故の防止や事故発生時の対応について定めたマニュアルに基づいた初期対応や、文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に基づいた基本調査については、既にこれらの指針等に基づいて、対応しているところでございます。

次に、「(2) 学校事故等詳細調査委員会の設置」でございますが、指針では、詳細調査の実施に当たって、「外部の委員等で構成する詳細調査委員会を設置して行う」とされているところ、現在本市では、この詳細調査を実施する第三者委員会の設置がないことから、体制整備を図るため、川崎市附属機関設置条例の一部改正を行い、学校事故等詳細調査委員会を設置するものでござい

ます。

2 ページの下に本市における学校事故等の対応の流れを示したものを記載しておりますので、御参照ください。

3 ページを御覧ください。

「2 学校事故等詳細調査委員会の概要（1）詳細調査の目的」でございますが、事実関係を整理する「基本調査」等により得られた情報に基づき、日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かすために実施するものでございます。

次に、「（2）主な役割」でございますが、①事故の兆候なども含め、当該事故に関係のある事実を可能な限り明らかにすること、②事故当日の過程を可能な限り明らかにすること、①、②を踏まえ、今後の再発防止への課題を考え、学校での事故防止の取組の在り方を見直すこと、でございます。

次に、「（3）委員の構成」でございますが、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成しまして、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するものでございます。

次に、「3 時間額の報酬の支給」でございますが、学校事故等詳細調査委員会の委員報酬については、会議開催日における日額報酬のほか、関係者へのヒアリングや報告書の作成等、作業性が強く、1日の中で長時間にわたって勤務に従事するような業務を行う場合があることを踏まえ、学校事故等の詳細調査に従事した時間に応じた報酬を支給することができるよう、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正を行い、いじめ問題・専門調査委員会における報酬と同様、時間額の報酬、10,000円を設定するものでございます。

次に、「4 今後のスケジュール」につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、「5 条例改正の方針」でございますが、「（1）川崎市附属機関条例」につきましては、学校の管理下における事件・事故等の詳細に関して調査審議する「学校事故等詳細調査委員会」を附属機関として設置するため改正するものでございます。

「（2）川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例」につきましては、この「学校事故等詳細調査委員会」が附属機関として設置されることに伴い、本市調査委員会当該附属機関の委員に時間額の報酬を支給するため改正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございました。ただいまの説明で何か御質問、御意見ございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

御説明ありがとうございます。1点だけ、簡単な質問で、これはいいことだと思うんですけども、死亡事故は議論を要しないことですよ。もう1個の治療を要する期間が30日以上を負傷や疾病、30日以上というのを置かれている論拠というんですかね、それをちょっと教えてもらえますか。

【落合教育長】

指導課長。

【新田指導課長】

御質問ありがとうございます。こちらも要件につきましては、文部科学省のほうから出されている指針のほうで書かれている目安として、こういったものが起こる場合には詳細調査に移行するというのが示されておりまして、こちらに書いてあるとおり、治療に要する期間30日以上ということで出されているのを確認してございます。

【西井委員】

これはただ、難しいんですよね。20日だったらどうするのか。それと、やっぱり連続30日間なのか、それとも間が空いちやう場合はどうかということ。ちょっとそこのところ、これから規定を整理されてやっていかれるんだと思うんですけど、ちょっとその運用というんですかね。そこは少し、幅を持たせた方がいいというふうに思います。意見です。

【落合教育長】

ありがとうございます。指導課長。

【新田指導課長】

こちらにつきまして、30日行かなかつたら、必ずしも対応しないというものではございませんので、資料2ページの下のほうの枠の④のところでございますが、4項目、主に詳細調査に移行するという場合には、30日以上の場合には基本調査をやる。その詳細調査に移行する前であっても、ある程度保護者、関係者の方で御希望というか、要望をしっかりと確認をしなければいけないことは、基本調査でやらせていただくということでございます。

なお、こちらについて、今回の方針として、提案させていただいておりますが、今後のスケジュールというところでございます、11月の中旬、もう一回、教育委員会のほうで意見聴取ということで、意見をいただく形で進めさせていただこうと思っておりますので、今、委員から言われたことについても、少し整理してお示しできるようにしたいと思っております。

以上です。

【落合教育長】

西井委員、よろしいですか。

【西井委員】

様々な要因で事故が起きてしまったという対応はあると思うんですけども、大体この被害児童の保護者の方にも、要件を満たさない場合にも、最初から御要望されている保護者の方たちから、最初からしっかり調べてくれたらこういうことになっていないんじゃないかなという気がいたしますので、やはりこういう委員会を設けた、市の制度として今後、動いていくとなったら、やはり主体者である現場の校長の判断でしっかり調べていったほうがいいのか、主体的に動く

いうことを考えていかないと、やっぱり保護者に言われなかったから置いておきましたというスタンスでやっちゃうと、余計もめる気がするんです。もめたケースもかなりありますので、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

【落合教育長】

貴重な御意見ありがとうございます。野村委員、どうぞ。

【野村委員】

ありがとうございます。このような委員会を設置されるのはすごく賛成です。

質問させていただきたいのですが、部活動の取扱いですね。学校の管理下での事故というお話で、今後、例えば地域に展開していくということになったときにも、部活も、そこに教員がいなかったとして、地域の人が対応したとしても、部活動として行われた場合、それは学校事故として、制度を使っていただくことができる、その守備範囲がちょっと分からなかったのを教えてください。

【新田指導課長】

一応、学校のおける、学校の中の事故というところにありますけども、学校の範囲の中と考えております。今おっしゃられた、これから地域移行というところは少しレギュラーの、少し想定している部分と違う部分があるかなというところについては、ちょっと詳細に確認をさせていただこうと思いますが、部活動としては学校の活動ということで、現在認識しているところでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては、議案ごとに行います。

まず、議案第22号につきまして、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第23号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決いたします。

1 1 閉会宣言

【落合教育長】

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の定例会は終了といたします。お疲れさまです。ありがとうございます。

(15時03分 閉会)